

電気自動車等 導入促進補助金

EV

PHEV

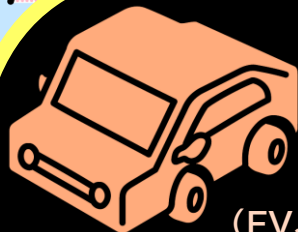
V2H
・V2L

FCV



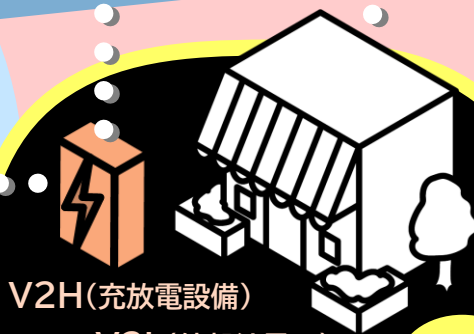
令和5年4月1日から受付開始!

環境 にやさしく、災害 に強い車が
おトクに購入できます!



電気自動車等
(EV、PHEV、FCV)

1台 10万円 補助



V2H(充放電設備)
またはV2L(外部給電器)

1基 10万円 補助



国の
CEV 補助金と
併用可

詳しくは「宮古市電気自動車等導入促進補助金交付要綱」をご覧ください。



補助制度の概要

申請期限

新車の新規登録日から
3か月以内

EV
PHEV
FCV



※ ナンバープレートが交付された日となります。
車検証に記載の「初度登録年月(初度検査年月)」「交付年月日」をご確認ください。

補助対象者



自家用として新車で購入した個人

または



営業用として新車で購入した事業者

※1人(1事業者)につき1台まで。

対象となる車

- ✓ 令和5年4月1日以後に新車の新規登録を受けていること。
- ✓ 自動車の燃料が「電気」「ガソリン・電気」「その他」であること。
※ハイブリッド車(HV)は対象外となります。
- ✓ 保管場所が宮古市内であること。
- ✓ 第三者への売買、貸借及び譲渡等を目的としたものでないこと。

申請期限

設置完了日から
3か月以内

V2H
・V2L



補助対象者



個人

または



事業者

※1人(1事業者)につき1基まで。

対象となる設備

- ✓ 国の補助金(CEV普及インフラ補助金)の対象機種であること。
- ✓ 未使用品であること。
- ✓ 市内の販売店または施工業者により導入されていること。
- ✓ 工事の契約締結日が令和5年4月1日以降であること。

書類提出先、
お問い合わせ

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号
宮古市役所4階 エネルギー推進課
TEL: 0193-68-9079 (直通)
FAX: 0193-63-9114

浄土ヶ浜
いいイロ
1116



宮古市 EV補助金



詳しくはこちら